

別表 1（第 5 条 関係） 対象外とする業種（日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に準拠）

1	農業
2	林業（素材生産業及び素材生産業サービス業を除く。）
3	漁業
4	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
6	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓斡旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

別表 2（第 6 条 関係） 対象経費

経費区分	内訳
改装費	店舗等の改造や改装に要する経費、新たな店舗等の建築費、建物を解体して新たに店舗等を建築する場合の解体費、建物と一体となって機能する設備費、製造機器費。商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む。
備品購入費	店舗等での顧客サービスに要する設備機器類の購入費（税抜一万円以上の物に限る）。ただし、改装費の 3 分の 1 を上限とする。
宣伝広告費	新聞広告、チラシの作成及び配布。ただし、改装費の 3 分の 1 を上限とする。